

金沢市地域福祉計画 2023
(素案)

<目次>

| | | |
|----------|---------------------|----------|
| 1 | 計画の趣旨 | ・ ・ ・ 1 |
| 2 | 金沢の地域福祉の基本理念 | ・ ・ ・ 2 |
| 3 | 計画の基本的な考え方 | |
| 1 | 地域福祉とは | |
| (1) | 地域福祉の概念 | ・ ・ ・ 4 |
| (2) | 自助・共助・公助 | ・ ・ ・ 4 |
| (3) | 地域福祉に関する「圏域」の捉え方 | ・ ・ ・ 5 |
| 4 | 解決すべき課題 | ・ ・ ・ 7 |
| 5 | 計画の目標と施策の展開 | |
| 1 | 計画が目指す地域福祉の姿 | ・ ・ ・ 9 |
| 2 | 計画の体系図 | ・ ・ ・ 10 |
| 3 | 基本目標と基本的方向 | ・ ・ ・ 11 |

1 計画の趣旨

金沢には、先人が築いてきた善隣思想や公私協働の精神がありますが、個人の価値観や生活様式の多様化などによって、地域における連帯感や人と人とのつながりが年々弱くなってきているとの指摘もあります。

一方、少子・高齢社会の急速な進行、単身世帯の増加や核家族化による家族の扶養機能の低下など、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、高齢者や障害のある人、判断能力が低下した人の増加や、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、障害のある人と高齢の親の世帯等、市民が抱える地域生活課題も複雑多様化しています。加えて、子ども・高齢者・障害のある人などに対する虐待への対応、周囲からの支援を拒む人への対応、認知症高齢者などの権利擁護体制の整備、子どもの貧困への対応等、公的サービスだけでは解決が困難な問題が顕在化しています。さらに、近年激甚化が著しい自然災害の発生時における避難の実施にあたっては、地域コミュニティの必要性が強く認識されています。

また、一つの世帯に複数の課題が存在するなど、ケースの複雑化も顕著であり、従来の支援体制ではケアしきれない状況が発生しています。このため、必要な支援が届いていない世帯へのアウトリーチや、多分野にわたって支援できる体制の整備がより重要となっています。

このような中、地域における様々な課題に対応し、あらゆる分野で誰も取り残さず支援が行き届く体制を構築していくためには、金沢ならではの地域コミュニティの良さを改めて再認識し、地域全体がお互いに支え合っていくことができる体制が必要です。

先の「金沢市地域福祉計画2018」では、地域の人々がそれぞれに役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの醸成と、市民協働による包括的な支援体制の推進により、地域・暮らし・生きがいを共に創り高める社会の実現に向けて取り組んできました。

新たな「金沢市地域福祉計画2023」においても、引き続き、それらの取組を進めるとともに、これまで金沢が培ってきた豊かな福祉の土壌を活かしながら、多様な機関の連携により分野や属性を問わずに支援できる体制を構築し、地域の人々と行政等とが一体となって、共に支え合える地域共生社会の実現を目指します。

2 金沢の地域福祉の基本理念

I 金沢コミュニティの維持

1 豊かな人間関係の構築と心のかよう福祉社会の実現

介護が必要になっても、障害があっても、地域で住み続けることができるまちづくりを推進していくためにも、また、社会的孤立、経済的困窮、ダブルケア等の昨今の課題に対処していくためにも、地域のコミュニティを維持していくことが大切です。そして、心のかよう福祉社会の実現を図り、豊かな人間関係の構築を目指さねばなりません。

2 地域コミュニティの活性化の推進

私たちのまち金沢は、城下町の歴史や文化、恵まれた自然等の中で、豊かな人間性や高い連帯意識と相互扶助の精神を育んできました。そして、善隣館、町会、消防団、公民館など社会資源が豊富に存在し、自発的に特色ある活動に取り組んでいます。本市では、「地域コミュニティの活性化の推進に関する条例」に基づき、今後も地域におけるコミュニティの充実と市民協働を総合的に推進し、良好な地域社会の維持形成に努めていきます。

II 善隣思想の発展と郷土再認識のための教育の実践

善隣館は、金沢特有の福祉の拠点であり、大切な財産です。しかしながら、時代が変わって善隣館の存在価値がなくなってしまったと考える市民もあり、また、その存在自体を知らない市民が多いのも事実です。

私たち市民は、私財を投げ打って、福祉の向上のために献身的に働いた先人があったことを誇りに思い、先人の功績を学ぶ必要があります。また、善隣館活動の背景にある善隣思想(※)は、今日においても本市の福祉の根幹であり、また地域コミュニティの維持と発展のために有用であると考えます。

郷土再認識のためにも、善隣館活動の歴史や特徴を学ぶ教育の機会が必要です。

※ 助け合いの心で、近隣の人と心をかよわせ、支え合い、お互いに善き隣人を創っていくという考え方。

III 福祉文化の形成

住み慣れた地域において近隣の人々と心をかよわせ、助け合えるまちづくりを推進していくことが、これからも重要であると考えます。

このような観点から、市民一人ひとりが主体となる福祉と健康のまちづくりが推進されてい

くならば、福祉は、そこに暮らす人々の風土や土地柄そのものとなっていき、そこに自然と福祉文化が生まれていきます。

IV ソーシャルインクルージョンの実現、個人の尊厳と人権の尊重

地域福祉を進める中で、「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の実現が不可欠です。

「ソーシャルインクルージョン」とは、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。子どもも高齢者も、障害のある人もない人も、男性も女性も、外国人も、全ての人一人ひとり大切にされ、いきいきと自分らしく生きる社会を構築する必要があります。SDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」という理念にもあるように、地域の中で、全ての人々が排除されることなく、その尊厳と人権が尊重され、全員が参画することのできる社会を創りあげることが大切です。

V 公私協働によるまちづくり

1 市民主体によるまちづくり

地域福祉は、公私協働で市民が健康で安心できる「まち」にしたいと考え作っていくべきものであり、地域に関わりを持つ事業所、各種団体の取組も含めたものです。誰でも困ったときに助け合い支え合うことができる、安心して暮らし続けることができる「まち」とするためには、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画し、地域生活課題に取り組み、自治意識を高めていくことが求められます。

市民が自ら議論して意見をまとめたものが実現することにより、努力が形となって実を結べば、市民がさらに意欲をかきたてられ、一生懸命自分達の「まち」を議論するようになるという好循環を生み出します。市民一人ひとりが主人公であることを自覚し、まちづくりに参加することが大切です。

2 地区ごとの課題の把握と解決への取組

本市においても、それぞれの地域によって特性があり、それぞれに福祉サービスに対するニーズは異なると考えられます。

地域福祉活動計画（地区別計画）の策定や、地域福祉座談会、ブロック別地区社協・民児協会議の開催などが、地域ごとの課題を把握し、その解決を目指すために大切です。

3 計画の基本的な考え方

1 地域福祉とは

(1) 地域福祉の概念

市民が地域福祉に求める機能は、それぞれの立場や状況によって異なりますが、主な機能は次のとおりです。

- 支援を必要とする人をもれなく把握する仕組みがある。
- 住民誰もが「居場所」と「役割」を見出して参加し、それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境がある。
- 自分が住み慣れ親しんだ地域で安心して生活を送ることができる環境がある。
- 従来の近隣住民同士の助け合いに加えて、地域全体で支え合うコミュニティがある。
- 日常生活における様々な地域生活課題に対して、公的サービス以外に地域のサポート体制による支援がある。
- 住民が積極的にボランティアに参加し、多様な活動が展開できる。
- 支援を必要とする人に対してボランティアによる様々な支援が期待できる。
- 住民一人ひとりの権利を守る仕組みがある。
- 安全性が高い地域環境がある。
- 地域外からの様々な支援・協力を柔軟に受け入れることができる。
- 新しい課題を把握し、それに対する取組姿勢がある。
- 地域全体で子どもを見守り、育む環境がある。

(2) 自助・共助・公助

「地域福祉」という言葉の意味は、対象範囲・内容が大変幅広く、また、市民一人ひとりが地域福祉に求める機能も様々ですが、地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「共助」、「公助」の連携によって取り組むことが基本となります。

なお、本計画における「自助」、「共助」、「公助」の定義は次のとおりです。

「自助」・・・「自分や家族による自助努力」

日常生活の様々な課題に対して、個人の意思と行動や、家族の支え合いによって解決を図ることを「自助」といいます。自分の努力で解決しない課題について、隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に支援を求めたりすることも「自助」であり、極めて重要な取組です。また、自分の身の回りのことで問題が生じないよう、予め対策を考えておくことも「自助」の一つです。

「共助」・・・「地域住民同士の支え合い」

近隣の住民同士や地域で活動する団体同士の支え合い・助け合い（互助）で地域生活課題の解決を図ることを「共助」といい、地域福祉においては中心的な取組です。

地域で暮らす誰もが福祉の受け手であり、また担い手でもあると認識し、地域の中でお互いに支え合うことができる関係づくりが大切です。

「公助」・・・「行政が行うサービスや支援」

行政が提供するサービスや、行うべき支援を「公助」といいます。また、自助や共助だけでは解決できない地域生活課題に対応し、地域福祉を推進するための基盤づくりも「公助」となります。

行政は「自助」や「共助」を支援するとともに、「公助」として取り組むべきものに責任を持って取り組んでいきます。

（3）地域福祉に関する「圏域」の捉え方

地域福祉を推進していく対象エリアは市内全域ですが、地域内における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かに対応していくには、一定の範囲内の「圏域」の設定が必要になります。「圏域」は、次ページの図のとおり「個人・家族」、「隣近所」、「町会」、「小学校区」、「日常生活圏域」、「市内全域」に概ね区分されます。

本計画では、次の理由により、小学校区を基礎的な地域福祉の圏域としてとらえることが適当であると考えます。

- ① 日常生活に関わる事項に関しては、従来の小学校区を単位とした意識的な団結が存在し、小学校が統廃合されても「校下（※）」という枠組みはしっかりと残っていること。
- ② 公民館、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、日本赤十字活動における地区・分区、消防団、地域サロンに至るまで、概ね小学校区ごとに活動し、又は組織されていること。

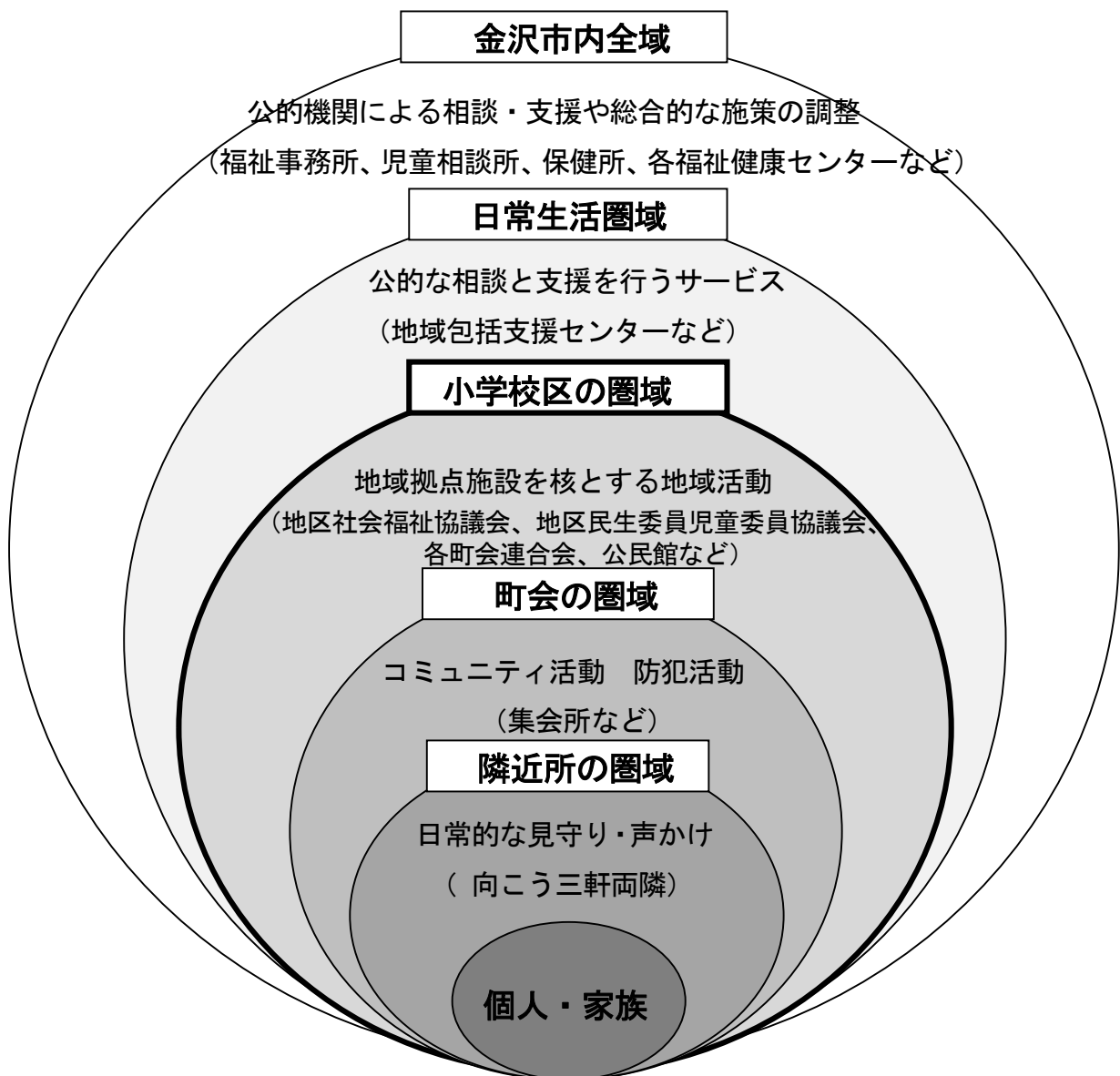
※ 本市においては、伝統的に小学校の通学区域を「校下」と呼びますが、本計画では全国的に使用されている「小学校区」という用語を統一的に使用します。

「小学校区」の圏域は、住民が地域意識を持ち、かつ主体的に活動できるエリアであり、全市的に地域福祉を推進する上で中核となる重要な圏域ですが、「小学校区」の圏域で全ての地域生活課題を解決することは極めて困難です。

2020年に実施した市民の地域活動・市民活動に関する意識調査では、「町会」が地域コミュニティの単位としてふさわしい地域の広さ、また「町会」が地域コミュニティの望ましい組織形態と回答する人が増えています。

したがって、地域生活課題の解決にあたっては、課題の内容・質に応じて重層的に取り組むことが求められ、さらに、圏域内、圏域間の連携や圏域を超えたネットワークの構築に取り組んでいく姿勢が不可欠です。

重層的な圏域のイメージ



4 解決すべき課題

超高齢・人口減少社会の進行

令和4年度版高齢社会白書（内閣府）によれば、我が国の高齢化率（65歳以上の人口の割合）は、令和3年10月1日現在で28.9%となっており、団塊の世代が75歳に達する2025年には、高齢化率は30%に達することが予想されます。本計画期間中には、これに伴う社会保障費や医療費の負担増が懸念される、いわゆる「2025年問題」を迎え、高齢化率はその後も上昇を続け、2035年に32.8%で約3人に1人が高齢者になると予測されています。

また、我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、2053年には人口1億人を下回ることが推計されています。

このように超高齢・人口減少社会が一層進行するため、将来を見据えた対策を早急に講じる必要があります。

地域コミュニティの変容と地域生活課題の多様化

今後の福祉施策の大きな流れは、「地域共生社会の実現」であり、その背景には、人々の生活を支える基盤としての地域の重要性の高まりがあります。

一方、都市化の進行、産業構造・雇用形態の変化、ライフサイクルの変化などにより「人の流動化」が著しく進み、住民の地域への帰属意識が低下した結果、地域コミュニティが弱体化しており、このことは、町会加入率の低下や、民生委員をはじめ地域団体の役員等の確保が困難であることなどに現れています。

さらに、近年の空き家の増加によって防災性・防犯性の低下、ゴミの不法投棄、景観の悪化など様々な影響が地域に及ぶことも懸念されています。

地域コミュニティの弱体化で発生する問題としては、住民相互の無関心、相互扶助機能の低下などが挙げられ、課題を抱えて孤立する人に支援の手が届かず、事態のさらなる深刻化・複雑化を招く状況が懸念されます。また、子育てに関しても、地域コミュニティの中で子どもを育てる環境が減少しており、核家族化の進行も相まって、子どもの教育や子どもとの接し方に対する悩みを持つ親が増加しています。

このような日常生活における様々な課題やちょっとした困り事などについては、これまでは地縁・親族による助け合いによって対応してきました。

しかし、人口減少・少子高齢社会の進展、地域コミュニティの弱体化や要援護者の増加に伴う地域福祉活動の担い手の不足や高齢化、固定化などにより、従来の地域における支え合いを期待することが困難になってきました。

近年特に多くみられる地域生活課題は、主に次のとおりです。

- ① 単身高齢者やひきこもりの当事者など社会的に孤独化・孤立化している人の増加
- ② 高齢者、判断能力が低下した人、外出困難な人など、見守り・援助を求める人の増加

- ③ 除雪、電球交換、ちょっとした困り事など公的制度外のニーズの増加
- ④ 高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居し、親が生活を支えている世帯(いわゆる「8050問題」)、ダブルケアなどの課題の複合化
- ⑤ 制度の谷間にある人への対応
- ⑥ 虐待、孤立死、徘徊、セルフネグレクト(自己放任)など、当事者と一部の関係者にしか見えにくい課題
- ⑦ 気軽に相談や支援をお願いすることが難しく、孤独な育児をする親の増加
- ⑧ 頻発する自然災害発生時における、避難時の要援護者の対応
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動の停滞に伴う、生活困窮者の増加、地域福祉活動の縮小

これらのことを踏まえて、このままでは住み慣れた地域が「暮らしにくい地域」になりかねないことを住民も行政も強く認識する必要があります。これまでの生活の質を今後も維持していくためにも、地域におけるつながりを強化するとともに、地域コミュニティと連携した支え合いの体制を構築することが重要です。

地域における社会資源の連携

地域福祉活動の核を担っている地区社会福祉協議会では、多様化する地域生活課題解決のための各種団体(町会、公民館、婦人会、学校、福祉施設等)との連携が不可欠ですが、担い手不足や、各団体の多忙化により、地域生活課題が各団体と十分に共有されていない状況にあります。地域生活課題を解決するためには、各団体間の連携や、団体間を連絡・調整するコーディネート機能の強化が不可欠です。

生涯を通しての生きがいづくり

健康寿命の延伸により、身体能力が高く、経験豊富で専門性の高い元気な高齢者が増加しています。今後は高齢者の生きがいを高めるための社会参画、健康づくり、余暇の充実などの環境整備が必要です。

5 計画の目標と施策の展開

1 計画が目指す地域福祉の姿

金沢の豊かな福祉コミュニティ土壌を基盤に、
多様な支え合い体制を構築する

地域とは、高齢者、障害のある人、子どもなど立場や環境が異なるあらゆる全ての人々が暮らす本拠であり、その地域において、市民一人ひとりが居場所や役割を持ち、かけがえのない人間として尊重された日常生活を送ることは、希望や喜びを感じて心豊かに生きるための大切な要素です。

金沢市は、歴史的な背景から、地域における豊かなコミュニティ土壌が古くから培われてきました。この先人によって育まれた連帯の精神は、現在、善隣館、町会、地区公民館などの金沢独自の活動に受け継がれており、地域の支え合いにおいて重要な役割を担っています。

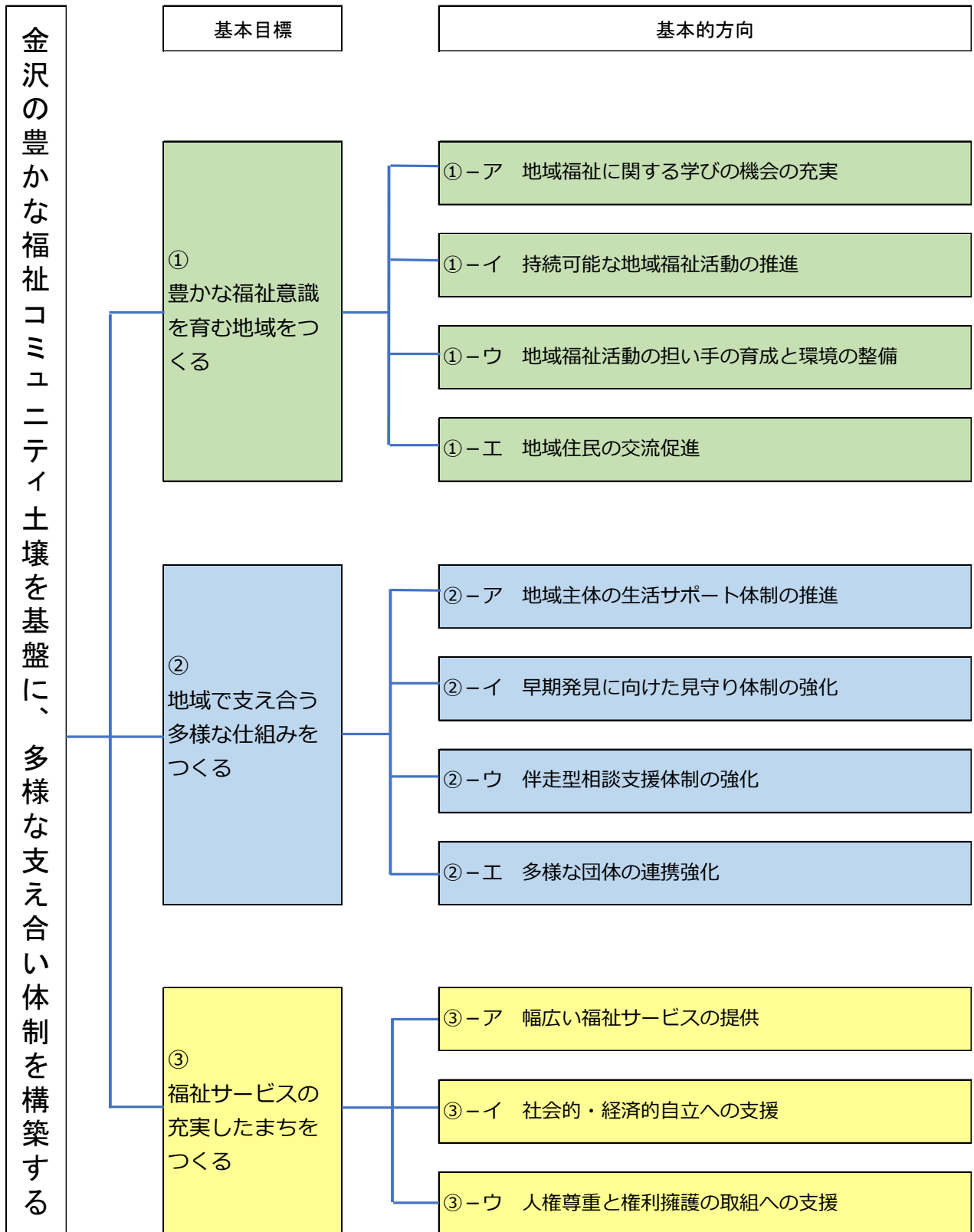
その一方で、ライフサイクルの変化などにより、住民の地域への帰属意識の低下が進んでおり、地域コミュニティが弱体化している側面も見られます。

また、地域における課題においても、近年では、一つの世帯において相互に関連し合った複数の課題が存在するなど、ケースの複雑化、多様化が見られ、特定の分野からの支援だけでは対応できない場合も増えています。

このような多様化する新たなケースにも対応するためには、古くから培われてきた福祉コミュニティの強みを再認識し、これを基盤として、多様な団体が連携し、分野を問わずに支え合える体制を整備することが必要です。

本計画では、地域と行政が協働して地域全体で支え合う体制を推進することで、孤立や社会的排除のない、誰もが安心して暮らしやすい地域共生社会の実現を目指します。

2 計画の体系図



3 基本目標と基本的方向

計画が目指す地域福祉の姿、「金沢の豊かな福祉コミュニティ土壌を基盤に、多様な支え合い体制を構築する」を実現するため、以下の基本目標と基本的方向を設定します。

基本目標①「豊かな福祉意識を育む地域をつくる」

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と地域活動への関心を持ち、地域における役割を理解することが大切です。また、支える側と支えられる側は、固定した関係ではなく、個々の状況によってその関係は変化するものであるため、思いやりの心を育み、人と人とのつながりを深め、「顔の見える」関係で、お互いに支え合う地域づくりを推進します。

また、日々変化する社会情勢の中、地域福祉活動を持続させる工夫が必要です。ソーシャルメディアやICTを活用しながら、担い手不足やコロナ禍における課題などへの対応を図ります。

さらに、地域福祉活動の推進にあたっては、地域団体やボランティアグループ等の地域における社会資源の活動が不可欠であり、その中心となる地区社会福祉協議会の活動は極めて重要です。意識啓発や参加へのきっかけづくりを行うことで、市民に地域活動への参加を促し、地域活動の活性化を推進します。

（基本的方向①ーア） 地域福祉に関する学びの機会の充実

（現状）

地域において、日常的に様々な福祉活動が行われていますが、活動内容が市民に知られていないことや、活動者の高齢化や固定化、後継者の不足などの課題が生じていることから、情報発信体制の強化が必要です。

福祉活動の積極的な情報発信と、他人を思いやり、お互いを支え合おうとする、市民の地域福祉意識の醸成を図る必要があります。

（施策の方向性）

地域団体をはじめ、各種ボランティアの活動内容や成果、先進事例の情報収集を積極的に行い、ソーシャルメディア等も活用しながら市民が情報を得やすい広報体制を構築し、活動情報の積極的な発信に努めます。

また、市民の福祉への理解と関心を高めるために、家庭・地域・学校における福祉教育の推進を図るとともに、地域福祉活動への参加に結びつく講座を実施し、市民の積極的な参加を促します。

(基本的方向①ーイ) 持続可能な地域福祉活動の推進

(現状)

増加するひとり暮らし高齢者等の地域生活課題への支援活動について、地区社会福祉協議会を中心とした取組や善隣館活動、町会活動の新たな展開が求められています。同じ地域内の様々な課題・ニーズに対して組織的な取組を進めるためには、組織力の強化、活性化を図るための支援、マネジメント力の向上が必要です。

また、感染症の拡大など、様々な理由によってこれまで通りの活動が行えなくなった際にも、地域福祉活動を継続できるような仕組みについて考える必要があります。

(施策の方向性)

地区社会福祉協議会や善隣館等の活動と役割の必要性について、地域住民に理解と協力を求めていきます。

また、ICT活用の推進や、市民活動サポートセンターによるコミュニティ活動の支援、地域住民に対して地域の状況や活動等についての情報提供などを行い、状況やニーズに応じた地域福祉活動が実践できる組織への変革を図っていきます。

さらに、地域事情に応じた地域独自の活動が展開できるよう、地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附活動などの取組を推進します。

(基本的方向①ーウ) 地域福祉活動の担い手の育成と環境の整備

(現状)

地域福祉の主な担い手には、民生委員、まちぐるみ福祉活動推進員、各種ボランティア団体などが挙げられます。担い手の高齢化、認知症などの課題や支援を必要とする人の増加などの要因により、需要に対して人材が不足しています。また、複雑化して対応に苦慮する課題が増加していることから、支援者が負担を感じるケースも増えています。

このほか、民生委員の高齢化や、経験豊富な人材の減少、活動内容の周知などの課題があります。

(施策の方向性)

全ての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「おたがいさま」の精神を実際の地域活動に結びつけるため、ボランティア活動のきっかけづくりや、活動を促進する取組などにより、地域福祉の担い手を生み出します。

また、地域福祉活動の継続、充実を図るため、金沢ボランティアセンター等による地域活動のリーダーやキーパーソンの育成、知識や経験を持ったアクティブシニアや学生が地域における様々な活動で活躍できるための支援を行います。このほか、担い手不足を補うため、支援を必要とする人たちを支援する側へとつなげるための地域活動への参加を支援します。

加えて、地域福祉推進の要でありながら、担い手不足や負担増が課題となっている民生委

員について、技術や経験の継承、地域住民への民生委員活動の周知など、民生委員やまちぐるみ福祉活動推進員が活動しやすい環境づくりを強化します。

(基本的方向①ーエ) 地域住民の交流促進

(現状)

核家族化が進み、人と人とのつながりが希薄化する中で、地域内で孤独を感じる人は少なくありません。また、子育てに関して、相談する人が身近におらず、不安を抱えながら生活している保護者もいます。

(施策の方向性)

地域コミュニティの醸成と充実、地域での支え合い・協力関係づくりを進めるための地域における身近な居場所づくり（地域サロン、子育てサロン、コミュニティカフェ等）の拡充のほか、各種団体の交流・連携を促進し、子育てを応援する地域づくりの推進や住民同士のつながりやふれ合いをつくっていきます。

基本目標②「地域で支え合う多様な仕組みをつくる」

これまでの見守り活動や公的制度から外れる人が増加し、社会的孤立を防ぐ取組が急務となっていることから、地域内の支援を必要とする人をもれなく把握し、その人のニーズに応じて適切なサービスにつなぐ仕組みを構築することが必要です。

孤立する人の社会参加への支援や、支援が届いていない人を早期に発見するためのアウトリーチ等を通じて、継続した支援に結び付けます。

また、地域が主体となって行う地域生活課題へのサポート体制や、住民相互の支え合い体制の構築を進めます。

(基本的方向②ーア) 地域主体の生活サポート体制の推進

(現状)

ひとり暮らし高齢者を中心に、買物、ゴミ出し、除雪、電球交換などの、日常生活のちょっとした困り事が地域生活課題として近年顕著になってきており、高齢者等が地域で安心して暮らせる仕組みが必要不可欠です。

また、地域のつながりの希薄化などから、課題を抱えながら地域の中で孤立するケースも増えています。

(施策の方向性)

地域生活課題について、公的サービスで全て対応することには限界があることから、地域

ボランティアや多様な実施主体に協力を働きかけ、地域住民主体のサポート体制（向こう三軒両隣の関係の強化や、地域住民の支え合い等）を推進し、地域生活課題の解決を図ります。

また、地域で孤立している人の社会参加を支援し、地域と継続的なつながりができるよう取り組みます。

（基本的方向②ーイ） 早期発見に向けた見守り体制の強化

（現状）

少子高齢化の進展や単身世帯の増加により、早期発見、早期対応、不安の解消等が必要な、いわゆる「見守り」を必要とする人が増加しています。支援が必要な高齢者等の地域生活課題の発見や対応について、民生委員、地域ボランティア、町会、事業者などにより、見守り活動が行われています。

（施策の方向性）

従来の見守り活動からもれる人や、制度からもれる人を社会から孤立させない取組が急務であることから、地域住民、地域に関わる全ての団体、事業者などによるネットワークの充実・強化を図ります。また、アウトリーチ等の手法を通じて、まだ支援が届いていない人にアプローチするなど、地域全体で見守る体制をこれまで以上に強化します。

さらに、近年の自然災害の激甚化を受けて、地域における安全・安心の確立が求められていることから、日常的な見守りなどの取組や、個別避難計画の作成を通して、災害時に備えた要援護者を地域で支える仕組みづくりを進めます。

（基本的方向②ーウ） 伴走型相談支援体制の強化

（現状）

地域生活課題が多様化する中、複合的な課題を抱える人や、セルフネグレクト（自己放任）など、身近に相談できる人がいないことや相談先が分からないために、問題を抱え込み、社会的に孤立してしまう人がいます。

（施策の方向性）

一人ひとりの地域生活課題や、複合的な課題を相談する場所が身近にあることで、問題を抱えた人の早期把握と深刻化の予防が図られることから、それぞれの地域における相談支援体制を強化します。

また、自殺等の深刻な状態に繋がる兆候のある人など、地域の相談窓口だけでは対応できない場合や、緊急の対応が必要な場合などに、相談内容に応じて専門機関に繋げることができる相談体制や、専門機関等の連携により、複合的課題にも分野を問わず対応できる、重層的な支援体制を強化します。

(基本的方向②ーエ) 多様な団体の連携強化

(現状)

各団体の活動は多忙となっており、他の団体との連携の弱体化や、地域生活課題が各種団体間で十分に共有されていない事が危惧されています。地域の様々な課題を解決するためには、各種団体が協力・連携することにより、地域生活課題を共有し、解決力を強化することが不可欠となっています。

(施策の方向性)

地区社会福祉協議会、町会、公民館、ボランティア、学校、社会福祉協議会、福祉施設、地域包括支援センター、企業、NPO、行政など、地域を取り巻く様々な担い手の連携やネットワークを強化し、地域全体で地域生活課題を共有するとともに、地域生活課題に対する解決力が強化されるよう支援します。

基本目標③「福祉サービスの充実したまちをつくる」

本計画は他の福祉分野別計画の上位計画として、整合性を図り一体的に推進していくものです。地域には支援を必要とする様々な人が暮らしており、こうした人々が安心して暮らし続けられるためには、住みよい環境をつくとともに、福祉施策を充実させていくことが必要です。福祉サービスの量的確保のみならず、サービスの質の向上を図ります。

また、経済的に困窮している人、社会的に孤立している人などの自立を支援する取組や、成年後見制度の利用促進をはじめとする、判断能力が十分でない人の権利擁護の取組を推進します。

(基本的方向③ーア) 幅広い福祉サービスの提供

(現状)

新たな課題の顕在化など、福祉ニーズの多様化・複雑化に対応できるよう既存の公的福祉サービスの評価等による見直しや拡充を行い、適正な質・量のサービスを持続的・安定的に提供するための取組が必要となっています。

(施策の方向性)

福祉サービスの質・量の充実を図っていくとともに、様々な視点に立ったサービス創出のための取組を推進し、誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。また、生活困窮者等の居住や就労に関する支援、自殺対策やひきこもりに関する支援、養護者が抱える課題にも着目した虐待防止の取組などを推進します。

(基本的方向③ーイ) 社会的・経済的自立への支援

(現状)

経済的困窮や社会的孤立、制度の狭間にある課題や複合的な課題がある人等の個々の状況に応じた生活支援や就労支援について包括的に対応できる体制が必要となっています。

また、貧困の連鎖の防止や、子どもの貧困への対応のための重層的な支援が必要となっています。

(施策の方向性)

生活困窮（社会的孤立・経済的困窮）者の早期発見から早期支援につなぐ取組を推進するとともに、「生活困窮者自立支援法」に基づく「自立相談支援事業」など、各種支援事業を実施します。また、子どもの貧困対策を総合的に進めるため、児童家庭相談室を核に、関係機関との連携を図るほか、障害のある方に対する経済的自立の支援に取り組みます。

(基本的方向③ーウ) 人権尊重と権利擁護の取組への支援

(現状)

地域福祉を推進していく上で、最も大切なのは「人権を尊重する」すなわち市民一人ひとりが性別、年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、人間をいたわり尊重することです。判断能力が十分でない人や、児童、高齢者、障害者虐待を受けた人などの権利擁護の必要性がますます高まっています。

(施策の方向性)

教育機関、福祉施設、地域、家庭などにおいて様々な機会を通じて、人権問題に対する理解と認識を深める取組を進めます。

判断能力が十分でない高齢者や障害のある人等の権利擁護の支援を行うため、中核機関の運営を通して、権利擁護関係機関による地域連携ネットワークを構築し、分野を横断した支援体制の充実を図るとともに、「成年後見制度利用促進法」に基づき、成年後見制度を含めた幅広い支援や対応ができる体制の整備を図ります。

また、障害のある方への差別の解消や合理的配慮への理解を深め、共生社会の実現を推進します。